

### 3 商品の詰め合わせ包装適正化要綱

62 生消適第 224 号 昭和 63 年 2 月 25 日 施 行

6 生消適第 201 号 平成 7 年 1 月 1 日 一部改正

#### (目 的)

第 1 条 この要綱は、商品の詰め合わせ包装について、東京都消費生活条例（平成 6 年東京都条例第 110 号。以下「条例」という。）第 19 条第 1 項の規定に基づき、東京都消費生活条例施行規則（平成 6 年東京都規則大 225 号。以下「規則」という。）第 5 条第 1 項第 3 号に規定する過大又は過剰な包装の防止及び第 5 条第 1 項第 4 号から第 8 号に規定する適切な商品選択の確保を図るための包装基準を定め、もって適正な包装を確保することを目的とする。

#### (用 語)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義はそれぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1)消 費 者 条例第 2 条第 1 号に規定する消費者をいう。
- (2)事 業 者 条例第 2 条第 2 号に規定する事業者のうち、詰め合わせ包装に係る者をいう。
- (3)商 品 条例第 2 条第 3 号に規定する物をいう。
- (4)詰め合わせ包装 規則第 5 条第 1 項第 8 号に規定する包装をいう。
- (5)包 装 容 積 包装箱の内箱の内りて計測した容積をいう。ただし、包装箱の内箱の高さが、詰め合わされた商品の高さよりも低いときは、詰め合わされた最も高い商品の高さを、包装箱の内箱の高さとみなして計測した容積をいう。
- (6)商 品 体 積 商品の外周を内包する最小の直方体の体積をいう。
- (7)必要空間容積 商品個々の保護、固定、詰め込み及び取り出し等のために、必要な限度において許容される空間容積をいう。
- (8)余剰空間容積 「包装容積」から、「商品体積」の合計と「必要空間容積」の合計とを控除した部分の容積をいう。
- (9)包 装 経 費 詰め合わせ包装された商品の販売価格から、詰め合わせた商品の販売価合計額を控除した額をいう。
- (10)二次的使用機能 規則第 5 条第 1 項第 7 号に規定する機能をいう。

#### (適用範囲)

第 3 条 この要綱は、商品の詰め合わせ包装に適用する。なお、一つの商品を包装する場合についてもこれを準用する。

#### (包装基準)

第 4 条 事業者は、商品を詰め合わせ包装する場合には、次の各号に掲げる基準を守らなければならない。

- (1) 商品の保護、固定、詰め込み取り出し等のために必要な隣接する商品と商品の間隔は 10 ミリメートル以下、商品と包装箱の内側の側面との間隔は 5 ミリメートル以下とする。
- (2) 同一同形（同形の大小を除く、以下同じ。）の商品を詰め合わせる場合は、余剰空間容積を生じないように努めなければならない。
- (3) 同形の大小の商品又は形状の異なる商品を詰め合わせる場合は、余剰空間容積比率を 20 パーセント以下としなければならない。ただし、形状の異なる商品又は特殊な商品を詰め合わせる場合に、やむを得ない事由によりこの数値を超えるときは、25 パーセント以下とする。
- (4) 同一同形の商品を詰め合わせる場合若しくは同形の大小又は形状の異なる商品を詰め合わせる場合は、商品の形状からくる必要空間並びに保護、固定、詰め込み及び取り出し等のための必要空

間が必要最小限となるよう努めなければならない。

(5) 包装経費比率は15パーセント以下とする。ただし、包装に二次的使用機能を有する商品においてこの数値を超えると、この数値以内の包装された商品又は個々の詰め合わされた商品を購入する機会が確保されている場合はこの限りではない。

(6) 商品を詰め合わせ包装することにより、詰め合わされた商品が容易に識別できない場合には、詰め合わされた商品の展示又は品名、数量等必要な表示をすることにより、消費者が容易に識別できるよう努めなければならない。

(7) 相互に関連性の薄い商品又は通常の商品に比べ品質、機能等が劣る商品を組み合わせることにより、消費者の商品選択を妨げるような詰め合わせ包装をしてはならない。

### (数値の単位及び算出法)

第5条 前条の基準に基づく数値の単位及び算出方法は、次の各号に定めるほか別表に定めるところによる。

(1) 数値の単位等については、長さはミリメートル、体積及び容積はミリリットル又は立方センチメートル並びに比率はパーセントとし、いずれも小数点以下第2位において四捨五入し小数点以下第1位まで求めるものとする。

(2) 包装容積、商品体積、必要空間容積及び余剰空間容積比率は、次の算定方式により算出する。

包装箱の内箱の内りによる「たて」	..... A
同	「よこ」..... B
同	「高さ」..... H
詰め合わされた商品の	「たて」..... a
同	「よこ」..... b
同	「高さ」..... h
包装容積 ( C )	C = A · B · H
商品体積 ( V )	v = a · b · h
必要空間容積 ( ' )	v' = {(a + 10)(b + 10)(h + 10)} - a b h
余剰空間容積比率 ( S )	

$$S = \frac{C - \{(v_1 + v_2 + \dots + v_n) + (v'_1 + v'_2 + \dots + v'_n)\}}{C} \times 100$$

(3) 包装経費比率は、次の算定方式により算出する

詰め合わせ包装された商品の販売価格..... p

詰め合わされた個々の商品の販売価格..... p<sub>1</sub>、p<sub>2</sub>..... p<sub>n</sub>

包装経費比率 ( Q )

$$Q = \left( 1 - \frac{(p_1 + p_2 + \dots + p_n)}{p} \right) \times 100$$

### (特 例)

第6条 商品の特性又は特殊な包装形態により、この要綱を適用することが困難であり、かつこの要綱に対する特例を必要とする合理的事由があると認められる商品については、別に基準を定める。

### 附 則

1 この要綱は、昭和63年7月1日から施行する。

2 食品缶詰の詰め合わせ包装適正化要綱(昭和54年3月15日 53都民表三第45号)は、これを廃止する。

**附 則**

この要綱は、平成 7 年 1 月 1 日から施行する。